

平成十二年法律第二百四号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第五章 分別解体等の実施（第九条—第十五条）
第二回 基本方針等（第三条—第八条）	第六章 再資源化等の実施（第十六条—第二十条）
第三回 分別解体等の実施（第二十一条—第三十七条）	第七章 罰則（第四十八条—第五十三条）
第四回 総則（第三十八条—第四十七条）	第八章 総則
第五回 罰則（第四十八条—第五十三条）	附則

「再資源化」とは、次に掲げる行為であつて、分別解体等に伴つて生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。

一 分別解体等に伴つて生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

二 分別解体等に伴つて生じた建設資材廃棄物であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする

第二章 基本方針等

（基本方針）

第一条 この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）	5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となつた場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。
第二条 この法律において「建設資材廃棄物」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」といいう。）に使用する資材をいう。	6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となつたものをいいう。
第三条 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同様）に規定する廃棄物をいう。	7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
第四条 この法律において「建設資材廃棄物」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。	8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
第五条 この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。	9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う業者（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて當るものを持む。）をいう。
第六条 この法律において「建築物等」とは、次に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。	10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を當む者と他の建設業に於ける合意の締結である。
第七条 この法律において「建築物等」とは、次に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。	11 この法律において「解体工事業」とは、建設工事を伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
第八条 この法律において「建築物等」とは、次に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。	12 この法律において「解体工事業」とは、建設工事を伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的

化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。

（発注者の責務）

第九条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	2 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。
第十条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	3 国は、建築物等の解体工事に關する必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に資する科学等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。
第十一条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	4 第三条 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
第十二条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	5 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
第十三条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	6 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第十四条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	7 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
第十五条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	8 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第十六条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	9 四 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第十七条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	10 五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第十八条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	11 六 その他の特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第十九条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	12 七 七の特例
第二十条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	八 八の特例
第二十一条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	九 九の特例
第二十二条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	一〇 一〇の特例
第二十三条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	一一 一一の特例
第二十四条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	一二 一二の特例
第二十五条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項	一二三 一二三の特例

（国）

（国の責務）

第二十六条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	2 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。
第二十七条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	3 国は、建築物等の解体工事に關する必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に資する科学等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。
第二十八条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	4 第三条 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
第二十九条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	5 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
第三十条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	6 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第三十一条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	7 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
第三十二条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	8 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第三十三条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	9 四 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第三十四条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	10 五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第三十五条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	11 六 その他の特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
第三十六条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	12 七 七の特例
第三十七条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	八 八の特例
第三十八条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	九 九の特例
第三十九条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	一〇 一〇の特例
第四十条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	一一 一一の特例
第四十一条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	一二 一二の特例
第四十二条 建設業を當む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。	一二三 一二三の特例

（地方公共団体の責務）

（地方公共団体の責務）

が当該解体工事に従事しない場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第三十三条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。

二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、解体工事業者登録簿の様式その他解体工事業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定め

(報告及び検査)

第三十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区

域内で解体工事業を営む者に対する、特に必要

があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職

員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雜則

(分別解体等及び再資源化等に要する費用の請求代金の額への反映)

第二十九条 国は、特定建設資材に係る資源の有効利用及び特定建設資材廃棄物の減量を図るために、対象建設工事の発注者が分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担することが重要であることにかんがみ、当該費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(下請負人にに対する元請業者の指導)

第三十九条 対象建設工事の元請業者は、各下請負人が自ら施工する建設工事に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、当該対象建設工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(再資源化をための施設の整備)

第四十条 国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑かつ適正な実施を確保するためには、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置を図ることが重要であることいかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用の協力要請)

第四十一条 主務大臣又は都道府県知事は、対象建設工事の施工に伴つて生じる特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するための施設の適正な配置を図ることが重要であることいかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第四十二条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところによつて、政令で定める市町村の長による事務の処理

により、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に關し報告をさせることが可能である。

2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に關し報告をさせることが可能である。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることが可能である。

(立入検査)

第四十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定

並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 第三十条第二項の規定による措置及び第十四条の規定による協力の要請に関する事項 国土交通大臣

この法律における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、第十二条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十一条の規定による協力の要請に関する事項 国土交通大臣

(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して登録を受けないで解体工事業を営んだ者

二 不正の手段によって第二十二条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第三十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者

四 第二十二条第一項の規定による届出を受けた者

五 第三十一条第一項の規定に違反して技術管理者を選任しなかつた者

六 第二十九条第一項後段の規定による通知を受けた者

七 第十条第一項の規定による命令に違反した者

八 第二十五条第一項の規定による届出を受けた者

九 第二十二条第一項の規定による届出を受けた者

十 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十一 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十二 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十三 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十四 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十五 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十六 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

十七 第二十九条第一項の規定による届出を受けた者

ほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一 第四十九条第一項の規定に違反する
二 第二十七条第一項の規定による届出を怠つた者
三 第三十三条の規定による標識を掲げない者
四 第三十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は長期間を保有しない者

(施行期日)

(施行期日) 第二条 法律は、公布の日から起算して六月

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章 第四十八条 第五十一条第二号、第五十二条第一号、第三号、第四号（第三十七条第一項に係る部分に限る。）及び第五号並びに第五十三条第二号から第四号までの規定 定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三章、第四章、第三十八条から第四十三条规定まで、第四十九条、第五十条第一号、第五十一条第一号、第四号（第四十二条に係る部分に限る。）及び第六号並びに第五十三条第一号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第五条の規定 公布の日

第二条 第三条、第四章及び第三十八条から第十四条までの規定は、これらの規定の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこれらの規定の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。
(解体工事業に係る経過措置)

第三条 第五章の規定の施行の際現に解体工事業を営んでいる者（第二十一条第一項に規定する許可を受けている者を除く。）は、同章の規定の施行の日から六月間（当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、当該処分のあつた日又は当該許可を受けた日までの間）は、同項の登録を受

けないでも、引き続き当該営業を営むことがで
きる。その者がその期間内に当該登録の申請を
した場合において、その期間を経過したとき
は、その申請について登録又は登録の拒否の処

分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き解体工事業を営むことができる場合においては、その者を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた解体工事業者とみなして、第十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項並びに第三十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十九条第一項中「第二十一条第二項若しくは第二十七条规定による登録が効力を失つたとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消されたときは」とあるのは「この章の規定の施行の日から六月間（当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の处分があつたときは、その日までの間）が経過したときは」と、「登録がその効力を失う前」とあるのは「当該期間が経過する前」と、「登録がその効力を失つた後」とあるのは「当該期間が経過した後」とする。

（検討）

第四条 政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二年一二月二二日法律第
一六〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百四十四条の規定

附 則（平成二年一月二七日法律第
一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條 この法律は平成十六年三月一日から施行する。

第一條 この法律は平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月一日法律第七号）抄
（施行期日）

附 則（平成一六年六月一日法律第七号）抄
（施行期日）

七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項第八条第三項並びに施行の日において「新破産法」という。施行の日から施行する。

七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項第八条第三項並びに施行の日において「新破産法」という。施行の日から施行する。

(署員の通印等に關する細則並置)

(署員の通印等に關する細則並置)

項並びに第六条第一項及び第三項の規定により
なお従前の例によることとされる場合における
施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ
ては、ようむとく。」

項並びに第六条第一項及び第三項の規定により
なお従前の例によることとされる場合における
施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ
ては、ようむとく。」

いでは、なお従前の例による。
5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の

いでは、なお従前の例による。
5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の

義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気

義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気

通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗岸業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建

通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗岸業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建

物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化構法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律

物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化構法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律

する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産三共事業法、保育施設法、賃宅の流れ

する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産三共事業法、保育施設法、賃宅の流れ

不動産特定共同事業法 保険業法 資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別

不動産特定共同事業法 保険業法 資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別

措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、准三结合起来第三金法、特定費占に係る

る罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

号) 附則
抄 (平成二六年六月四日法律第五五

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

三課各号に定める日から施行する。

七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十
七条の三十八の次に一条を加える改正規定に

（限る。）及び附則第七条の規定 公布の日
一 第一条（建設業法別表第一の改正規定に限

る)、第四条(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一条第一項の改正規定等)。

定に限る)及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
（政令で定める日）
（一部改正に伴う経過措置）

六条 新建設資材再資源化法第二十五条第一項の規定は、新建設資材再資源化法第二十二条第

一項各号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律

の施行前にあつた当該事項の変更については、
なお従前の例による。

政令への委任
七条 附則第二条から前条までに定めるものの
は、二の法律の施行に際して必要なる経過措置

（この法律の施行に關し必要な経過措置は、罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

八条 検討（） 政府は、この法律の施行後五年を経過し

に場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討

を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（令和三年五月一九日法律第三十七号）
附則抄

施行期日　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。